

政府調達に関する協定の適用を受ける契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和 8 年 4 月 2 4 日

奈良県知事 山 下 真

## 第1 業務概要

- (1) 業 務 名 奈良県立特別支援学校体育館空調設備賃貸借事業（明日香養護学校・大淀養護学校）
- (2) 履行場所 明日香養護学校（高市郡明日香村川原4 1 0）  
大淀養護学校（吉野郡大淀町下淵4 1 4 - 1）
- (3) 業務内容 詳細は仕様書のとおり
- (4) 履行期間 工事期間：令和8年7月1日から令和9年2月28日まで（予定）  
賃貸借期間：令和9年3月1日から令和13年3月31日まで（予定）
- (5) 書類の提出方法 持参または郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る）
- (6) 提案上限額 74,464,500 円（消費税及び地方消費税を含みます。）

**※ この契約は長期継続契約として締結するため、令和9年度以降の歳出予算が措置されなかったとき又は減額されたときは、契約を変更又は解除する場合があります。この場合においても、本事業の契約に係る公募型プロポーザルに要した経費及び準備期間に発生した経費を請求することはできません。**

## 第2 参加資格

参加者は単独企業とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書兼参加資格確認申請書の提出日から審査結果の通知日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）の附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（再生計画認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。

- (7) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「O1」（賃貸業務）に登録している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、技術提案書等の提出時まで資格者の登録を終えていることを条件とする。

入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（直通）

- (8) 「第4 参加手続等（5）」に定めた現地視察会に参加する者であること。  
(9) 過去15年間（2011年4月1日～2026年3月31日）に、国又は地方公共団体との間で、学校施設（普通教室、特別教室、体育館のいずれか）における空調設備賃貸借契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。

### 第3 失格事項

提案者が次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「第2 参加資格」に定めた資格が備わっていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- (4) 「第1 業務概要（6）」に定めた提案上限額を超える提案価格書が提出された場合
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに不参加の場合
- (6) 同一の応募事業者から2通以上の提出書類が出された場合
- (7) 提出書類に必要な記名押印のない場合
- (8) 金額その他主要事項（事業の内容が把握できない項目）の記載が不明確な場合
- (9) そのほか不正な行為があった場合

### 第4 参加手続等

- (1) 担当部署（問い合わせ先・書類提出先）

〒630-8502 奈良市登大路町30番地（奈良県庁東棟2階）

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 長寿命化整備係

電話番号 0742-27-8979（直通）

※平日午前9時から午後5時まで

- (2) 募集要項等の交付方法等

①交付方法

奈良県教育委員会事務局学校支援課のウェブサイトからダウンロードすること。

<https://www.pref.nara.jp/12733.htm>

②交付期間

令和8年4月24日（金）～6月12日（金）

(3) 説明会

実施しない。

(4) 参加申込書類の提出方法等

①提出方法

上記（1）へ持参または郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る）

②提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時まで

(5) 現地視察会の開催（詳細は募集要項のとおり）

令和8年5月15日（金）・18日（月）・19日（火）・21日（木）・22日（金）  
・25日（月）

(6) 技術提案書等の提出方法等

①提出方法

上記（1）へ持参または郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る）

②提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時まで

(7) 契約相手方の選定方法

提出のあった技術提案書等について、別紙の評価基準に基づき、奈良県立特別支援学校体育館空調設備賃貸借事業事業者選定委員会が評価を行い、最も評価の高い業者を契約候補者として選定する。

(8) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

令和8年6月3週目のうちいずれかの日

(9) その他

詳細は上記（2）①により交付する募集要項のとおり

## 第5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約保証金

契約相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合がある。

#### (5) 契約の不締結

契約候補者が契約締結までの間に次に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

#### (6) 契約の解除

契約締結後、契約者について上記（5）①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき、技術提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなったとき、正当な理由なく一定期間業務を履行しないときは、契約を解除することがある。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。

#### (7) その他

詳細は、募集要項及び仕様書による。

## 第6 Summary

(1) Subject of Open Call for Proposals :

Air conditioning equipment leasing project for gymnasiums for Nara Prefectural schools for special needs education

(2) Deadline for Proposal Applications(in Japan Time) :

5:00p.m. on June 12, 2026

(3) For Inquiries :

School Support Division, Nara Prefecture

[Address] 30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Prefecture 630-8502, JAPAN

[TEL] +81-742-27-8979 (Direct Line)